

法務局からのお知らせ

高 知 地 方 法 務 局

1 【土地所有者及び居住者の皆様におしらい】

高知地方法務局では、令和8年9月から令和10年3月までの間、「高知市大津乙の一部地区（大津小・中学校周辺）」において、「不動産登記法第14条第1項に定める地図」の作成事業（令和8・9年度「法務局地図作成事業」）を実施します。

土地所有者及び居住者の皆様には、本事業へのご理解とご協力を何とぞよろしくお願いいたします。

- ・土地所有者の方には、境界の調査への立会いをお願いします。立会いの日時については、事前に文書にてお知らせします。
- ・既に設置されています境界標は、測量の基礎となるものですから、抜いたり動かしたりしないようお願いします。
- ・測量などのために、皆様の所有地へ立ち入ることがありますので、あらかじめご了承ください承をお願いします。

※ 立会いいただけなかった場合や、立会いの結果から隣地との境界が確認できなかった場合には、「筆界未定地」として、作成する地図に境界線は記入されません。後日に、境界を確認されたとしても、地図に境界線を記入するに必要となる「地図訂正」等の手続及びその費用は個人での負担となります。

2 【不動産登記法第14条第1項に定める地図とは】

皆様の大切な財産である土地は、一筆（境界によって区切られた土地の範囲）ごと、地目や地積、所有者などを登記することによって、権利の保全と取引の安全が図られています。

また、登記された土地は、その位置などを明らかにするため、不動産登記法第14条第1項において、法務局（登記所）には土地の位置、区画を明確に示した地図を備え付けるものとされています。

しかし、現在、全ての土地について、この「不動産登記法第14条第1項に定める地図」の備え付けがあるというわけではないことから、法務局では、毎年、地区を選定して「法務局地図作成事業」を実施し、「不動産登記法第14条第1項に定める地図」の作成、備え付けを推進しています。

3 【地図を作成する理由】

現在、法務局に備え付けられている「高知市大津乙の一部地区（大津小・中学校周辺）」の地図は、明治時代の中頃に作成されたもので、精度が低く、また、宅地開発等に起因して、地番の並びや土地の形状、大きさなどが現地と異なっている箇所があります。地図の精度が低い、また、地図が現地と異なったままでは、登記された土地の位置などが不明確で、円滑な不動産取引の妨げともなることから、これらの改善のため、国家基準点等に基づいた測量によって、精度の高い新たな地図を作成します。

また、精度の高い地図が作成されれば、国家基準点等から土地の位置、区画の復元が可能となることから、大規模地震などの発災後におけるライフライン等の復旧工事など、災害復旧への速やかな着手にも効果が期待できます。

4 【地図作成の効果】

- ・土地の境界が明確になるため、今後における境界紛争を未然に防ぐことができ、また、不動産取引もスムーズになります。
- ・境界標識が亡失したり、災害で土地の境界が分からなくなったりしても、地図から境界を復元することができます。
- ・この事業によって作成された地図は、「不動産登記法第14条第1項地図」として法務局に備え付けられます。

5 【作業期間等】

- ・作業期間：令和8年9月から令和10年3月まで
- ・計画機関：高知地方法務局
- ・作業機関：公益社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（高知市越前町二丁目7番11号）

6 【費用】

測量に必要な経費に個人負担はありません。ただし、立会いのための経費（現地までの交通費等）は、個人の負担となりますので、ご了承ください。

7 【説明資料の送付について】

土地所有者（又はその相続人）の皆様には、令和9年1月頃、「法務局地図作成事業」についての説明資料を送付させていただきますので、ご一読をお願いします。

地図ができるまで

- ①【基準点設置、基準点測量】（令和８年９月～令和９年１月頃）
 - ・一筆地測量の基となる基準点を当該地区内の道路等に設置し、国家基準点等を基礎した基準点測量を行います。
- ②【説明資料の送付、官公署等との打合せ】（令和９年１月～３月頃）
 - ・該当地区内の土地所有者に対して、地図作成事業についての説明資料を送付します。
 - ・関係する官公署等との打合せを実施します。
- ③【一筆地調査】（令和９年４月～８月頃）
 - ・土地所有者（死亡している場合はその相続人）又は代理人の方に立ち会っていただき、土地の地番、地目及び境界について調査します。
 - ・この調査によって確認した境界には、境界標を設置します（ただし、設置可能な箇所に限ります。）。
- ④【一筆地測量】（令和９年５月～９月頃）
 - ・上記の基準点測量で設置した基準点から、上記の一筆地調査で確認した境界までの距離や角度を測量します。
- ⑤【面積計算・地図作成】（令和９年１０月～１１月頃）
 - ・コンピュータ等で一筆ごとの面積（地積）を計算するとともに、土地の位置や形状を地図に示します。
- ⑥【じゅうらん縦覧・異議申立て】（令和９年１２月～令和１０年１月頃）
 - ・地図の原図及び地積等調査一覧表を一定期間、土地所有者の方に閲覧していただきます。
 - ・調査・測量の結果に異議があれば、申し出ていただきます。
- ⑦【登記、地図の備付け】（令和１０年２月～３月頃）
 - ・調査・測量の結果に基づき、登記官が職権により面積等の登記を変更するとともに、作成した地図及び地積測量図を法務局に備え付けます。

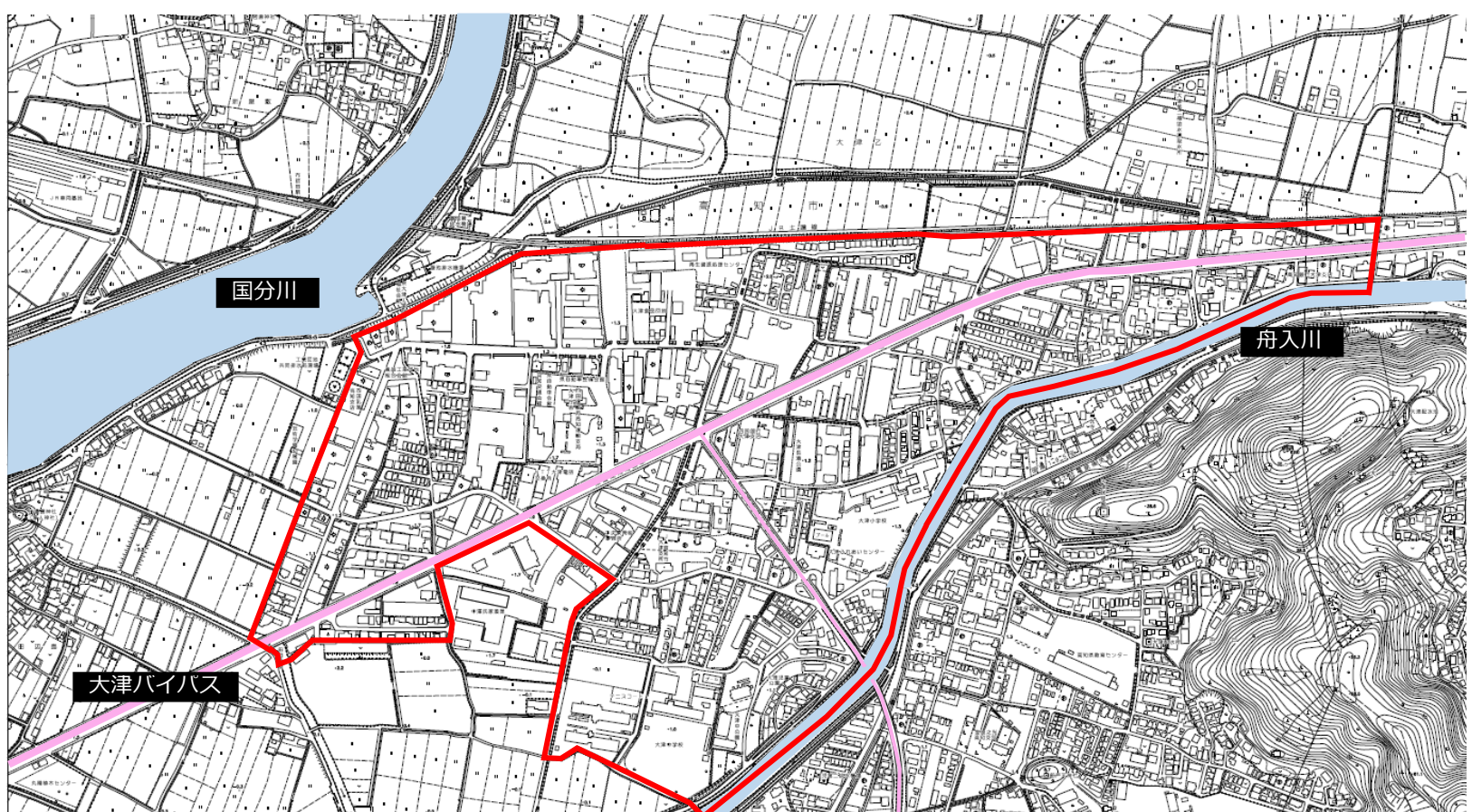
（お問合せ先）

〒７８０－８５０９ 高知市栄田町二丁目２番１０号 高知よさこい咲都合同庁舎
高知地方法務局 登記部門 地図作成班
電話 ０８８－８２２－３３３１（代表）
０８８－８２２－３３６８（直通）

（８：３０から１７：１５まで。ただし、１２：００から１３：００までを除く。）

※電話がつながりにくい場合は、恐れ入りますが、時間を置いてお掛け直してください。

令和８・９年度「法務局地図作成事業」予定地区：高知市大津乙の一部（大津小・中学校周辺）※赤枠内



※この区域図は、高知県から承認を得た高知広域都市計画地図（デジタルマッピング）データを使用して作成しています。
（承認番号 ７高都計第７５９号）